

納税ニュース

平成 19 年 3 月 15 日 第 16 号

編集・発行：鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-1212

URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

租税教室 in 高松小学校！

1月22日、高松小学校にて、市役所の納税対策課職員が「租税教室」を行いました。みなさんが、納めている税金が、どのように使われているか、どのように納めるのかなど、納税対策課職員の話やビデオを通じて勉強しました。

高松小学校のみなさんの感想をご紹介します。

木滝恭平くん(6年1組)

この前は、お忙しいなか、高松小学校に来て税金のことを教えてくれてありがとうございます。物を買った時に払ったお金が国のために使われているなんて初めて知りました。国に協力しているんだなと思いました。



木村有紀さん(6年2組)

1月22日は、税の働きや、税の大事さを教えてくださいまして、本当にありがとうございます。勉強の感想は、今まで「税なんかなくてもいいじゃん」「悪い事件とかは、税に関係してるじゃん」などと思っていました。これは、ビデオで見た女の子と一緒に考えた。しかし、ビデオや市職員の話を知ったら、税に対する気持ちは、変わりました。とても大切なことだと知りました。

今は、社会で税の勉強をしています。税に関心を持ったので、もっと税のことを知りたいと思いました。お忙しいなか、本当にありがとうございました。

みなさんから、納税対策室に寄せられるご意見・ご質問をご紹介します！

① 督促状ってなに？

A. 納期限(税を納める最終期日)を過ぎても税金が納まらないと、督促状が發送されます。督促状は、「あなたの税金がまだ納まっていません。速やかに、納めてください。」といった内容です。その督促状には、80円の督促手数料がついています。余談ですが、督促状には、印刷代・郵送代などの費用がかかっています。皆さんの納期限内納付へのご協力をお願いします。

② 延滞金ってなに？ どうして払うの？

A. 納期限を過ぎて税金を納めた人には、納期限から納めた日までの期間(滞納していた期間)、税額に応じて、延滞金が発生します。納期限の翌日から、納付の日まで、14.6%を乗じた金額の延滞金が加算されます(納期限の1ヶ月までは、4.4%、2ヶ月からは14.6%)。そうならないために、納期限を過ぎて納めることがないように、納期限は確認しておいてください。

③ 社会保険に入っているのに、国民健康保険税の督促状が我家に、なぜ？

A. 国民健康保険の加入は世帯ごとに行い、世帯主が納めます。世帯主が社会保険に加入していても、家族の中に国民健康保険に加入している人がいると、世帯主が納めます。督促状が届いて、慌ててしまわないように、ご家族の国民健康保険税について納付書で確認してください。

④ 鹿嶋市から転出したのに、市県民税の督促状(または催告書)が届きました、なぜ？

A. 市県民税(一般的に住民税)は、1月1日現在で住民登録をされている市町村で課税されます。引越しをされても、市県民税を納めるのは、そのためです。引越しの際は、電気代や水道料金を支払うと同時に、税金も確認してください。

平成19年度の国民健康保険被保険者証(保険証)の交付

平成19年度の国民健康保険被保険者証(保険証)は、3月末に郵送する予定です。しかし、まだ国保税を納めていない人は、納税相談(該当者には通知します。)を実施してからの交付となります。「納税相談をしない」場合や「何の連絡もない」場合は、保険証の代わりとして「資格証明書」の交付となります。

「資格証明書」により医療機関などで診察を受けた場合、全額自己負担(10割)することになります。

とき◆ところ◆	3月25日(日)9:00~17:00	市役所1階納税対策課
	3月26日(月)9:00~18:00	市役所3階304会議室
	3月27日(火)9:00~18:00	市役所3階304会議室
	3月28日(水)9:00~18:00	市役所3階304会議室

- その他◆ (1)納税相談には、必ず世帯主または家族の人がお越しください(印鑑と保険証持参)
(2)こられない人は、必ずご連絡ください。

お問合せ:納税対策課(内線272または279)

口座振替のご案内

納付の手間がかからない便利な口座振替をご利用ください。

1. 申し込み方法 ①市内金融機関または郵便局の預貯金口座の通帳・印鑑を用意してください。
②金融機関にお越しのうえ、口座振替依頼書に必要事項を記載し、届出印を捺印して、窓口へ提出してください。
2. 振替日と領収書 ①納期限日に振替を行いますので、指定した口座の残高不足等がないようにしてください。
②領収書(口座振替領収済通知書)は、翌年度の4月上旬に発送します。

口座振替をご利用の方

口座振替をご利用の方は、平成18年度分の口座振替の領収書(口座振替領収済通知書)を平成19年4月上旬に発送する予定です。通帳で引落金額等を確認してください。

ご存知ですか?市税などの納税相談

■市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき◆月曜日から金曜日 8:30~17:15(土・日、祝日を除く)

ところ◆市役所1階 納税対策課

■休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。

とき◆毎月最終日曜日 9:00~15:00

3月25日(日)9:00~15:00

4月29日(日)9:00~15:00

ところ◆市役所1階 納税対策課

※同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。



※平日に納められない人は
ご利用ください

納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成19年5月中旬の予定です。